

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律  
(フリーランス・事業者間取引適正化等法)  
【令和6年11月1日施行】  
説明資料

内閣官房新しい資本主義実現本部事務局  
公正取引委員会  
中小企業庁  
厚生労働省

## 趣旨

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。

## 概要

### 1. 対象となる当事者・取引の定義

- (1) 「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいう。[第2条第1項]
  - (2) 「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう。[第2条第2項]
  - (3) 「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者に物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう。[第2条第3項]
  - (4) 「特定業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するものをいう。[第2条第6項]
- ※ 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない。

### 2. 特定受託事業者に係る取引の適正化

特定業務委託事業者は、

- (1) 特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならないものとする。[第3条]  
※ 従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うときについても同様とする。
- (2) 特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならないものとする。（再委託の場合には、発注元から支払いを受ける期日から30日以内）[第4条]
- (3) 特定受託事業者との業務委託（1か月以上のもの）に関し、①～⑤の行為をしてはならないものとし、⑥・⑦の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならないものとする。[第5条]
  - ① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく受領を拒否すること
  - ② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること
  - ③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく返品を行うこと
  - ④ 通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること
  - ⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
  - ⑥ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
  - ⑦ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること

### 3. 特定受託業務従事者の就業環境の整備

特定業務委託事業者は、

- (1) 広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとする。[第12条]
- (2) 特定受託事業者が育児介護等と両立して業務委託（6か月以上のもの）に係る業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければならないものとする。[第13条]
- (3) 特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等必要な体制整備等の措置を講じなければならないものとする。[第14条]
- (4) 業務委託（6か月以上のもの）を中途解除する場合等には、原則として、中途解除日等の30日前までに特定受託事業者に対し予告しなければならないものとする。[第16条]

### 4. 違反した場合等の対応

公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができるものとする。[第8条、第9条、第11条、第18～第20条、第22条]

※ 命令違反及び検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処する。法人両罰規定あり。[第24条、第25条]

### 5. 国が行う相談対応等の取組

国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、相談対応などの必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。[第21条]

## 背景

- 近年、働き方の多様化が進展し、フリーランスという働き方が普及。特に、デジタル社会の進展に伴う新しい働き方の普及（いわゆるギグワーカー、クラウドワーカー等）。
- フリーランスを含む多様な働き方を、それぞれのニーズに応じて柔軟に選択できる環境を整備することが重要となっている。
- 一方で、実態調査やフリーランス・トラブル110番などにおいて、フリーランスが取引先との関係で様々な問題・トラブルを経験していることが顕著になる。
  - ＜参考＞
  - 実態調査（令和3年 内閣官房ほか）では、フリーランスの約4割が報酬不払い、支払遅延などのトラブルを経験。また、フリーランスの約4割が記載の不十分な発注書しか受け取っていないか、そもそも発注書を受領していない。
  - フリーランス・トラブル110番では、報酬の支払いに関する相談が多く寄せられているほか、ハラスメントなど就業環境に関する相談も寄せられている。

## 問題の要因

- 一人の個人として業務委託を受けるフリーランスと、組織たる発注事業者との間には、交渉力や情報収集力の格差が生じやすいことがある。
- 例えば、①従業員がいない受注事業者は時間等の制約から事業規模が小さく特定の発注事業者に依存することとなりやすい、②発注事業者の指定に沿った業務の完了まで報酬が支払われないことが多い、といった事情があり、発注事業者が報酬額等の取引条件を主導的立場で決定しやすくなる等の形で現れ得る。
  - ⇒ 「個人」たる受注事業者は「組織」たる発注事業者から業務委託を受ける場合において、取引上、弱い立場に置かれやすい特性がある。

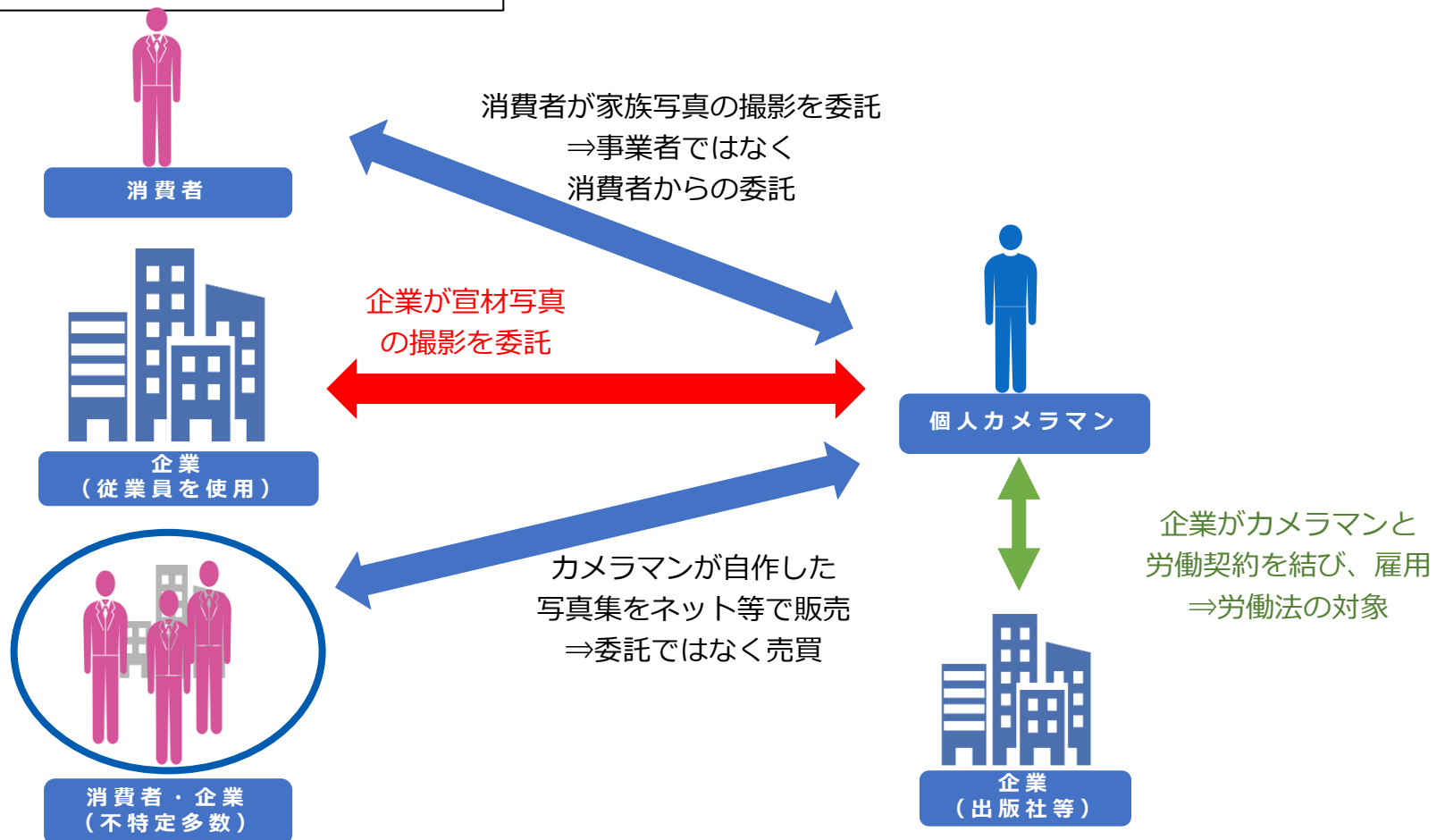
## 本法律での対応

- 事業者間の業務委託における「個人」と「組織」の間における交渉力や情報収集力の格差、それに伴う「個人」たる受注事業者の取引上の弱い立場に着目し、発注事業者とフリーランスの業務委託に係る取引全般に妥当する、業種横断的に共通する最低限の規律を設ける。
- それによって、フリーランスに係る①取引の適正化、②就業環境の整備を図る。

# 本法律の対象①

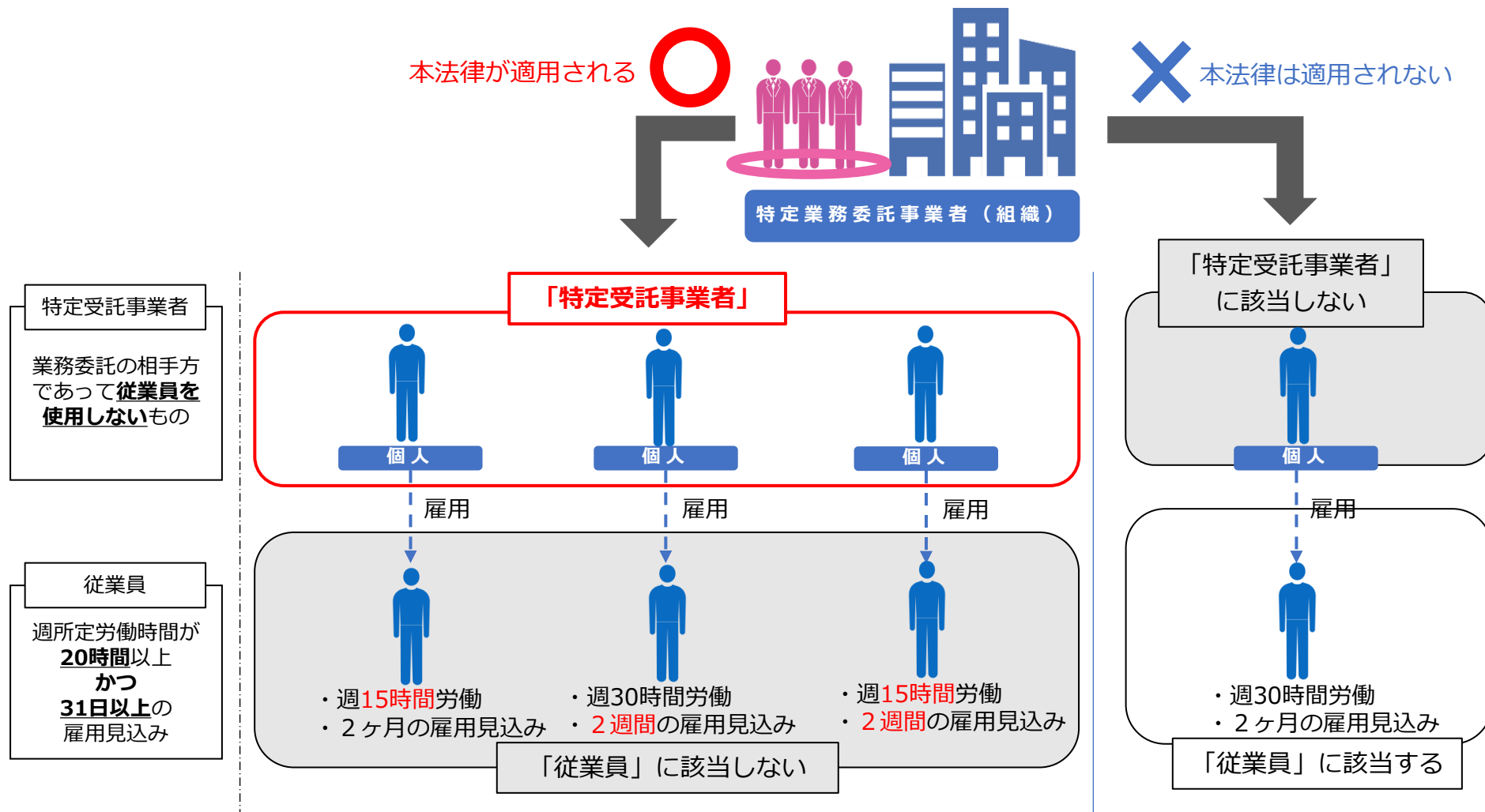
- 本法律は、(特定)業務委託事業者と特定受託事業者(※)との間の「業務委託」に係る取引に適用される。
  - 「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者から物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託する行為をいい、委託とは、物品・情報成果物・役務の仕様・内容等を指定してその製造や作成・提供を依頼することをいう。
  - つまり、**事業者間(BtoB)における委託取引が対象であり、下の図の赤い矢印の取引が本法律の対象となる。**
- (※) 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「特定受託事業者」に該当する。

(図) 一人のカメラマンが様々な仕事を行う場合



## 本法律の対象②

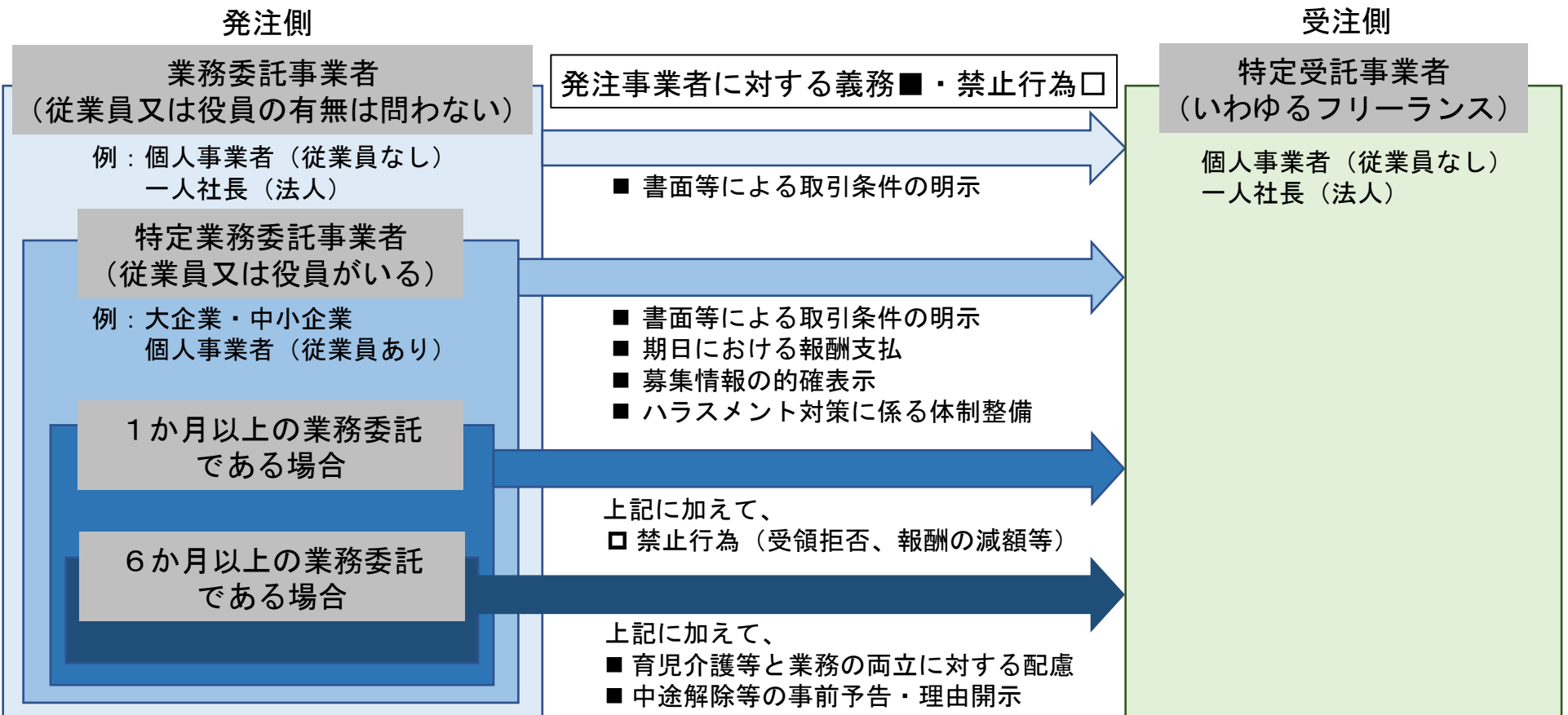
- 本法律は、**従業員を使用せず**一人の「個人」として業務委託を受ける特定受託事業者と、**従業員を使用して**「組織」として業務委託をする特定業務委託事業者との間の業務委託に係る取引に適用される。
- 「**従業員を使用**」とは、週所定労働時間が20時間以上かつ継続して31日以上の雇用が見込まれる労働者を雇用することをいう。



# 本法律の対象者と規制内容の概要

- 取引条件の明示は当事者の認識の相違を減らしてトラブルの未然防止に資し、発注事業者と受注事業者双方に利益があることから、個人に業務委託をする者には、従業員の有無を問わず、**業務委託事業者**に対して取引条件の明示の義務を課している。
- 個人たる受注事業者（従業員なし）と組織たる発注事業者（従業員あり）の間で交渉力・情報収集力の格差があり、「個人」たる受注事業者が取引上の弱い立場にあることを踏まえ、**特定業務委託事業者**（従業員あり）に対して**期日における報酬支払、募集情報の的確表示、ハラスメント対策の義務**を課している。
- 加えて、**一定の期間以上の業務委託である場合**（※）は、特定受託事業者は発注事業者との間で一定の経済的依存・従属関係が生じていること等から、**受領拒否等の禁止、育児介護等の配慮、中途解除等の予告・理由開示の義務**を課している。  
（※）契約の更新により一定の期間以上の期間継続して行うこととなる業務委託も含む。

## 事業者間の取引（業務委託）

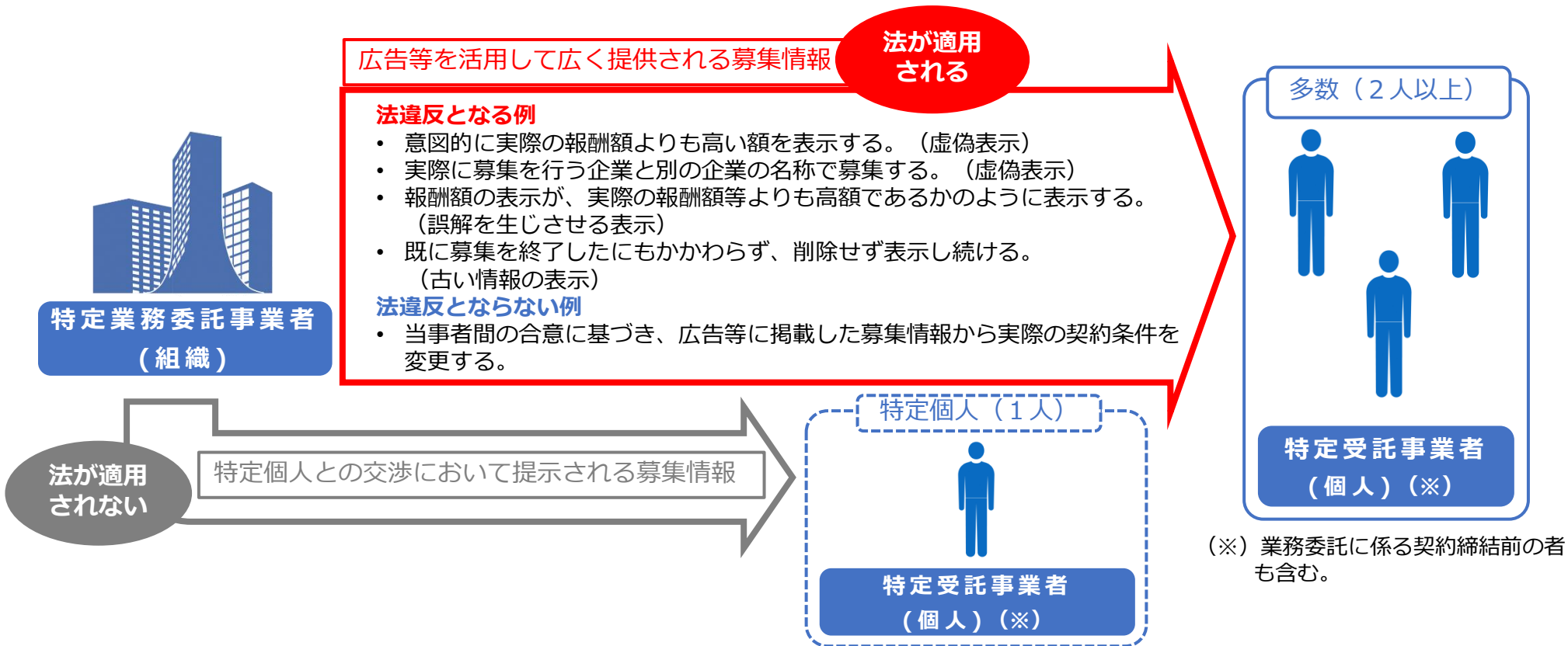


# 募集情報の的確表示義務（12条）

- ▶ 特定業務委託事業者は、広告等（※1）により特定受託事業者の募集を行うときは、その情報（※2）について、
- ・ 虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならず、（12条1項）
  - ・ 正確かつ最新の内容に保たなければならない。（12条2項）

（※1）具体的には、①新聞、雑誌に掲載する広告、②文書の掲出・頒布、③書面の交付、④ファックス、⑤電子メール・メッセージアプリ等（メッセージ機能があるSNSを含む。）、⑥放送、有線放送等（テレビ、ラジオ、オンデマンド放送、ホームページ、クラウドソーシングサービスのプラットフォーム等）。

（※2）具体的には、①業務の内容、②業務に従事する場所・期間・時間に関する事項、③報酬に関する事項、④契約の解除・不更新に関する事項、⑤特定受託事業者の募集を行う者に関する事項。



### 募集情報の掲載イメージ

実際に業務委託を行う事業者と別の事業者名で求人掲載していませんか？(虚偽の表示の禁止)

デザイン・イラスト作成 株式会社〇〇	
業務委託 ⑤	
最終更新日: ●●年●月●日 掲載開始日: ●●年●月●日	
業務内容 ①	アプリを使用したデータ(Web漫画等)のカラーリング作業
納期	毎月20日まで
期間 ②	●●年●月～●月
報酬	1話ごと〇〇円
支払方法 ③	毎月●日に口座振込
交通費	なし

労働者の募集と混同させる表示をしていませんか？(誤解を生じさせる表示の禁止)

報酬額等について、実際の報酬額等よりも高額であるかのように表示していませんか？(誤解を生じさせる表示の禁止)

古い情報のまま掲載されていませんか？(正確かつ最新の表示の義務)

#### ここがPoint

他の事業者に募集を委託した場合には、情報の訂正・募集の終了・内容の変更を反映するよう他の事業者にも速やかに依頼する必要があります。

※ 情報の変更等を繰り返し依頼したにもかかわらず変更等がされなかった場合、発注事業者が法違反となるものではありません。



**Q1 虚偽の表示は、「意図して募集情報と実際の就業に関する条件を異ならせた場合」とされていますが、意図しない場合は対象外となるのでしょうか。**

**A** 意図せず誤って表示した場合は「虚偽の表示」にあたりませんが、虚偽の表示でなくとも、一般的・客観的に誤解を生じさせるような表示は、誤解を生じさせる表示に該当します。

**Q2 特定受託事業者を募集するに当たって、募集情報の中で特定の事項を明示しなければ、本法第12条の的確表示義務違反となるのでしょうか。**

**A** 本法第12条の的確表示義務は、広告等により特定受託事業者の募集を行うに当たって、的確表示の対象となる募集情報の事項（※）を提供する場合に虚偽の表示の禁止等を求めるものであり、これらの事項を明示することを求めるものではありません。  
そのため、対象となる募集情報の事項を明示しないことによって本法違反となるものではありませんが、取引上のトラブル防止の観点から、これらの事項を可能な限り含めて提供することが望ましいものです。

（※）的確表示の対象となる募集情報の事項

①業務の内容、②業務に従事する場所、期間又は時間に関する事項、③報酬に関する事項、④契約の解除（契約期間の満了後に更新しない場合を含む。）に関する事項、⑤特定受託事業者の募集を行う者に関する事項

# 育児介護等と業務の両立に対する配慮義務（13条）

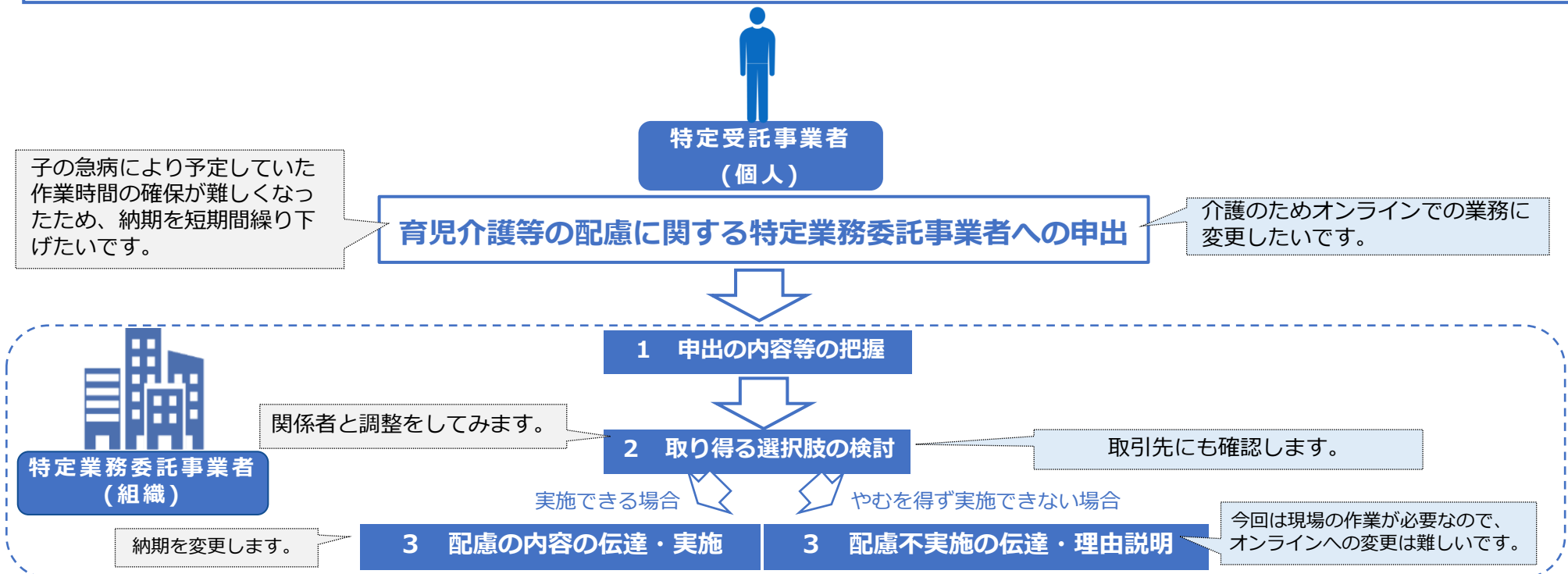
➤ 特定業務委託事業者は、6か月以上の業務委託（※1）について、特定受託事業者からの申出に応じて、特定受託事業者が育児介護等と業務を両立できるよう、必要な配慮をしなければならない。（13条1項）（※2、3）

➤ 特定業務委託事業者は、6か月未満の業務委託について、特定受託事業者からの申出に応じて、特定受託事業者が育児介護等と業務を両立できるよう、必要な配慮をするよう努めなければならない。（13条2項）

（※1） 契約の更新により6か月以上の期間継続して行うこととなる業務委託も含む。

（※2） 特定業務委託事業者は、特定受託事業者からの申出の内容を把握した上で、配慮の内容を検討し、実施しなければならない。検討の結果、配慮をやむを得ず実施できない場合は、特定受託事業者に対し、実施できない理由を説明する必要がある。

（※3） ①特定受託事業者からの申出を阻害すること、②特定受託事業者が申出をしたこと又は配慮を受けたことのみを理由に契約の解除その他の不利益な取扱いを行うことは、「特定業務委託事業者による望ましくない取扱い」に該当する。



※なお、この配慮義務は、特定業務委託事業者に対して、特定受託事業者の申出に応じて、対応を講じることを求めるものであり、取引を行う全ての特定受託事業者の育児介護等の事由を予め把握して配慮することまでを求めるものではないことに留意が必要。

**Q3 特定受託事業者から育児介護等の配慮の申出があった場合、どのような対応をする必要があるのでしょうか。どのような場合に法違反となるのでしょうか。**

**A** 6か月以上の業務委託（契約の更新により6か月以上継続するものを含む）を行う特定受託事業者から育児介護等の配慮の申出があった場合、

- ① 配慮の申出の内容等の把握
- ② 配慮の内容又は取り得る選択肢の検討
- ③ 配慮の内容の伝達及び実施/配慮の不実施の場合の伝達・理由の説明

が必要となります。

①～③の具体的な内容と法違反となる例は以下のとおりです。

	具体的な内容	法違反となる例
①	<ul style="list-style-type: none"><li>・ フリーランスから申出があった場合に、その内容を十分に把握すること。</li><li>※ 申出の内容を共有する者の範囲は必要最低限にするなど、プライバシーの保護に留意が必要です。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 申出があったにも関わらず、特定受託事業者の<u>申出内容を無視する</u>。</li></ul>
②	<ul style="list-style-type: none"><li>・ フリーランスの希望する配慮や、取り得る対応を十分に検討すること。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 特定受託事業者から申出のあった配慮について<u>実施可能か検討しない</u>。</li></ul>
③	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 具体的な配慮の内容が確定した際には速やかに申出を行った特定受託事業者に対してその内容を伝え、実施すること。</li><li>・ 配慮の内容や選択肢について十分に検討した結果、(1)業務の性質・実施体制等を踏まえると難しい場合や、(2)配慮を行うと業務のほとんどができない等契約目的の達成が困難な場合など、やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、不実施の旨を伝達し、その理由について、必要に応じ、書面の交付・電子メールの送付等により分かりやすく説明すること。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 配慮不実施としたにもかかわらず、その<u>理由を説明しない</u>。</li><li>・ 業務の性質や実施体制上対応することは可能であるにもかかわらず、<u>調整が面倒と考え、実施しないこととする</u>。</li></ul>

## フリーランスからの申出を阻害すること

### 該当する例

- 膨大な資料の提出など、申出の手続きをわざと煩雑・過重負担になるようにすること。
- 発注事業者の役員または従業員が、申出をためらわせるような言動を行うこと。

## フリーランスが申出をしたことまたは配慮を受けたことのみを理由に契約の解除その他の不利益な取扱い(※)を行うこと

### 該当する例

- フリーランスが出産に関する配慮を受けたことを理由として、現に役務を提供しなかった業務量に相当する分を超えて報酬を減額すること。
- フリーランスが育児介護等の配慮を受けたことを理由として、発注事業者の従業員が繰り返し・継続的に嫌がらせ的な言動を行い、フリーランスの能力発揮や業務の継続に悪影響を生じさせること。

※ 申出をした、または配慮を受けたこととの間に因果関係がある行為であるかが判断基準になります。

### 該当しない例

- 育児のためこれまでよりも短い時間で業務を行うこととなったフリーランスについて、就業時間の短縮により減少した業務量に相当する報酬を減額すること。
- 配慮の申出を受けて話し合いをした結果、フリーランスが従来の数量の納品ができないことがわかったため、その分の取引の数量を削減すること。

## 「契約の解除その他不利益な取扱い」となる行為の例

- ① 契約の解除を行うこと。
- ② 報酬を支払わないことまたは減額を行うこと。
- ③ 給付の内容を変更させることまたは給付を受領した後に給付をやり直させること。
- ④ 取引の数量の削減
- ⑤ 取引の停止
- ⑥ 就業環境を害すること。

②について、報酬の支払期日までに報酬を支払わなかった場合や、フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに報酬の額を減ずることがあった場合などは、

- ☑ 不利益な取扱いに該当する(第13条の望ましくない取扱いに該当する) ほか
  - ☑ 第4条(期日における報酬支払義務)や第5条(禁止行為)に違反する場合
- もあるので、注意が必要です。

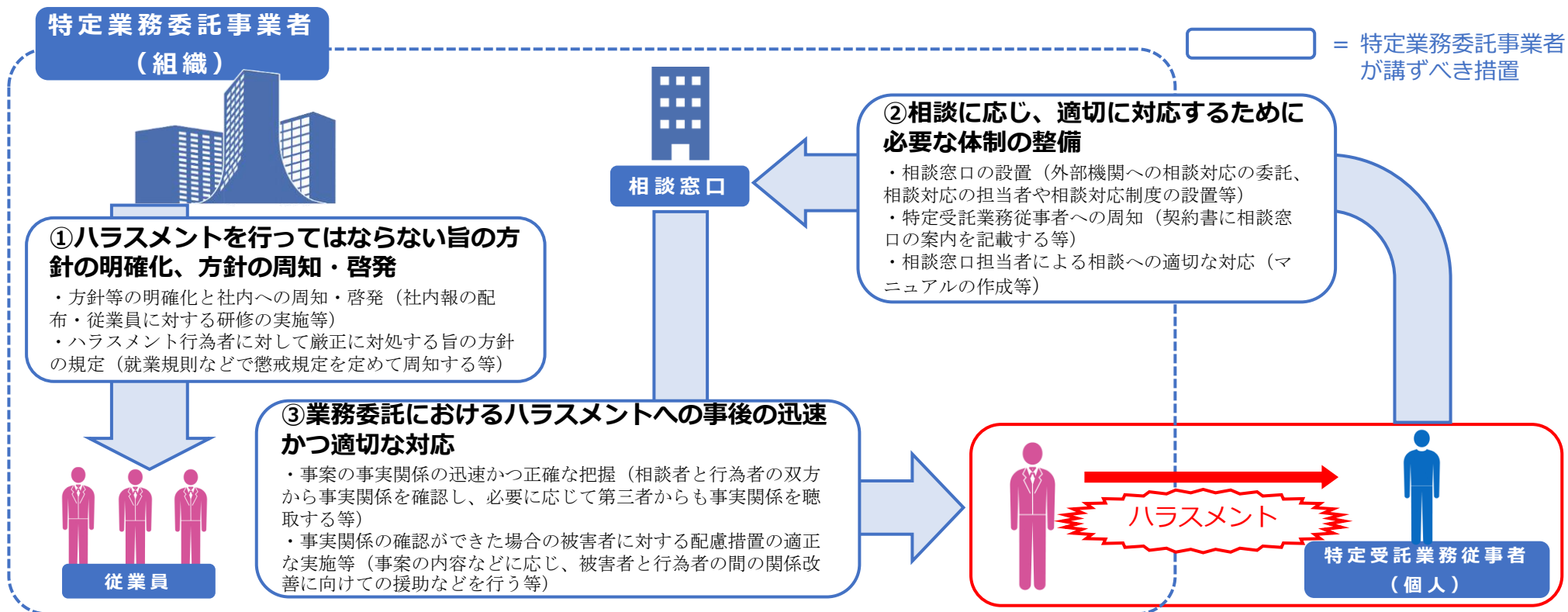
# ハラスメント対策に係る体制整備義務（14条）

▶ 特定業務委託事業者は、ハラスメント行為（※1）により特定受託業務従事者の就業環境を害することのないよう相談対応のための体制整備その他の必要な措置（※2）を講じなければならない。（14条1項）

▶ 特定業務委託事業者は、特定受託業務従事者がハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由として不利益な取扱いをしてはならない。（14条2項）

（※1） 業務委託におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、パワーハラスメント

（※2） 特定業務委託事業者は下図の①～③の措置を講ずる必要がある。



※上図の①～③の対応にあたり、特定業務委託事業者が、雇用主として労働法に基づき講じている職場のハラスメント対策と同様であり、労働法に基づき整備した社内体制やツールを活用することも可能。

※①～③と併せ、(1)相談者・行為者などのプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、雇用する従業員や特定受託業務従事者に周知することや、(2)特定受託業務従事者が相談をしたこと・労働局などに対して申出をして適当な措置を求めたこと等を理由に契約の解除等の不利益な取扱いをされない旨を定め、特定受託業務従事者に周知・啓発することを実施する必要がある。

# (補足資料) 業務委託におけるハラスメントの類型 (本法のパンフレットから抜粋)

<p><b>【セクハラ】</b> セクシュアル ハラスメント</p>	<p><b>対価型</b></p>	<p>性的な言動に対するフリーランスの対応により、契約の解除等の不利益を受けること。 (例) フリーランスに対し性的な関係を要求したが拒否されたため、フリーランスとの契約を解除すること。</p>
	<p><b>環境型</b></p>	<p>フリーランスの就業環境が不快なものとなり、能力の発揮に重大な悪影響が生じること。 (例) 発注事業者の雇用する従業員が、同じ事業所において就業するフリーランスに関係する性的な内容の情報を意図的かつ継続的に広めたため、フリーランスが苦痛に感じて仕事が手につかないこと。</p>
<p><b>【マタハラ】</b> 妊娠・出産等に 関する ハラスメント</p>	<p><b>状態への 嫌がらせ型</b></p>	<p>フリーランスが妊娠・出産したこと、つわりなどにより業務を行えないことなどに関する言動により就業環境が害されるもの。 (例) ・妊娠したことなどのみを理由として嫌がらせ等をするもの。 ・妊娠したことなどのみを理由として契約の解除その他の不利益な取扱いを示唆するもの。</p>
	<p><b>配慮申出等への 嫌がらせ型</b></p>	<p>フリーランスが妊娠・出産に関して法第13条の配慮の申出をしたことなどに関する言動により就業環境が害されるもの。 (例) ・申出をしないように言うなど、配慮の申出を阻害するもの。 ・配慮を受けたことにより嫌がらせ等をするもの。 ・配慮の申出等のみを理由として契約の解除その他の不利益な取扱いを示唆するもの。</p>
<p><b>【パワハラ】</b> パワー ハラスメント</p>	<p><b>定義</b></p>	<p>業務委託に関して行われる①取引上の優越的な関係を背景とした言動であって、②業務委託に係る業務を遂行する上で必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③フリーランスの就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすもの。</p> <p><b>身体的な攻撃</b> (例)殴打・足蹴りを行うこと。</p> <p><b>精神的な攻撃</b> (例)契約内容に基づき成果物を納品したにもかかわらず正当な理由なく報酬を支払わないことまたは減額することを、度を超して繰り返し示唆するまたは威圧的に迫ること。</p> <p><b>人間関係からの切り離し</b> (例)一人のフリーランスに対して、発注事業者の雇用する従業員が集団で無視をし、事業所で孤立させること。</p> <p><b>過大な要求</b> (例)明確な検収基準を示さずに嫌がらせのためにフリーランスの給付の受領を何度も拒み、やり直しを強要すること。</p> <p><b>過小な要求</b> (例)気に入らないフリーランスに対して嫌がらせのために業務委託契約上予定されていた業務や役割を与えないこと。</p> <p><b>個の侵害</b> (例)フリーランスを事業所外でも継続的に監視したり、私物の写真撮影をしたりすること。</p>

**Q4 業務委託におけるハラスメントの対象となるのは、業務委託を遂行する場所での言動に限られるのでしょうか。**

**A** 業務委託におけるハラスメントは、特定業務委託事業者との間で業務委託に係る契約を締結した特定受託業務従事者に対して、当該業務委託に関して行われるものをいいます。

「業務委託に関して行われる」とは、特定受託業務従事者が当該業務委託に係る業務を遂行する場所又は場面で行われるものをいい、当該特定受託業務従事者が通常業務を遂行している場所以外の場所であっても、当該特定受託業務従事者が業務を遂行している場所については含まれます。

業務を遂行する時間以外の「懇親の場」、業務を遂行する場所への移動中等であっても、実質上、業務遂行の延長と考えられるものは「業務委託に関して行われる」ものに該当しますが、その判断に当たっては、業務との関連性や参加者など、参加や対応の目的や性質を考慮して個別に行う必要があります。

<例>

- ・ 取引先の事務所
- ・ 顧客の自宅
- ・ 取引先と打合せをするための飲食店
- ・ 同じ業務を遂行する関係者の打ち上げ
- ・ 特定受託事業者との電話やメール 等

## 中途解除等の事前予告・理由開示義務（16条）

- ▶ 特定業務委託事業者は、6か月以上の期間行う業務委託（※1）に係る契約を中途解除したり、更新しない場合には、特定受託事業者に対し少なくとも30日前までにその旨を予告をしなければならない。（16条1項）（※2、3）
- ▶ 予告の日から契約満了までの間に、特定受託事業者が契約の中途解除や不更新の理由の開示を請求した場合には、特定業務委託事業者は、これを開示しなければならない。（16条2項）（※4）

（※1） 契約の更新により6か月以上の期間継続して行うこととなる業務委託も含む。

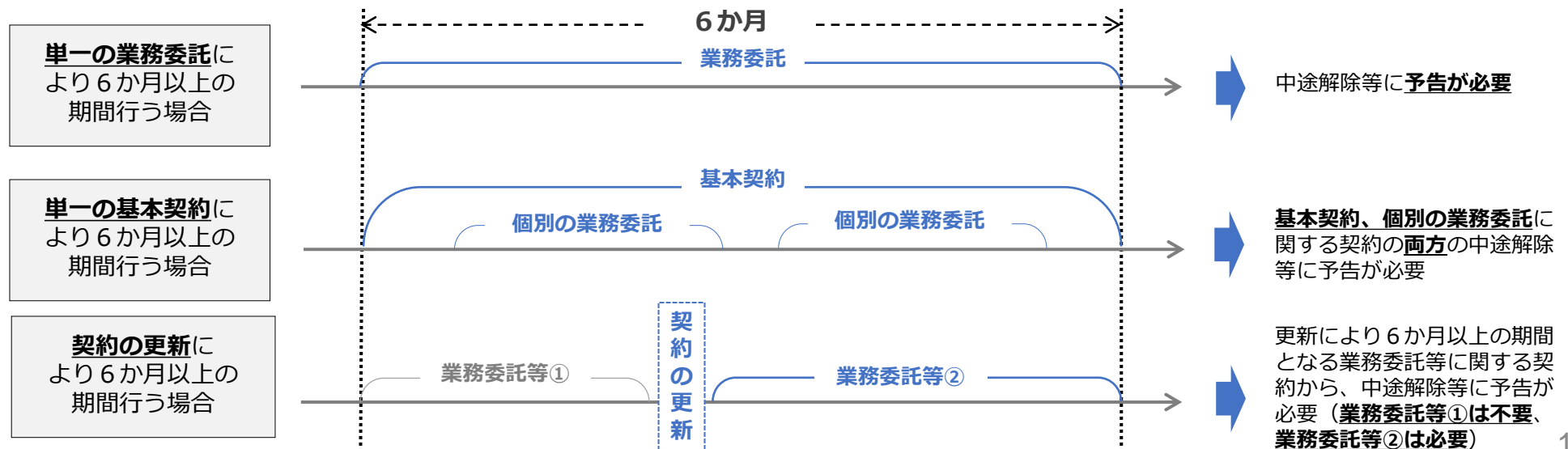
（※2） 次の①～⑤の例外事由に該当する場合は、予告は不要となる。

①災害などのやむを得ない事由により予告が困難な場合、②特定受託事業者に再委託をした場合で、上流の事業者の契約解除などにより直ちに解除せざるを得ない場合、③業務委託の期間が30日以下など短期間である場合、④基本契約を締結している場合で、特定受託事業者の事情で相当な期間、個別契約が締結されていない場合、⑤特定受託事業者の責めに帰すべき事由がある場合

（※3） 契約の不更新とは、不更新をしようとする意思をもって当該状態になった場合をいい、例えば①切れ目なく契約の更新がなされている又はなされることが想定される場合であって、当該契約を更新しない場合や、②断続的な業務委託であって、特定業務委託事業者が特定受託事業者との取引を停止するなど次の契約申込みを行わない場合が該当する。一方、例えば③業務委託の性質上一回限りであることが明らかである場合や、④断続的な業務委託であって、特定業務委託事業者が次の契約申込みを行うことができるかが明らかではない場合には、契約の不更新には該当しない。

（※4） ①第三者の利益を害するおそれがある場合又は②他の法令に違反することとなる場合には、理由の開示は不要となる。また、事前予告の例外事由に該当する場合も理由開示の請求対象にはならない。

（※5） 事前予告や理由開示は、①書面の交付、②ファクシミリ、③電子メール等のいずれかの方法で行う必要がある。





**Q5 本法第16条第1項の中途解除等の事前予告を行わなかった場合、解除等の有効性に影響があるのか。**

**A** 本法第16条第1項は、継続的業務委託に係る契約を解除する場合等の予告義務を定めているものであるため、解除等の効力は本法に基づいて判断されるものではありません。契約の解除等の効力や解除に伴う損害賠償請求等については、民事上の争いとして司法による判断等により解決が図られるものです。

**Q6 解除の事前予告における例外事由に該当する場合には、契約において予告なく解除が可能な事由を定めておかなくとも、契約の解除の際に事前予告は不要となるのか。**

**A** 契約において予告なく解除を可能とする事由を定めるか否かにかかわらず、解除の事前予告における例外事由に該当する場合には、本法の予告義務の対象外となります。

**Q7 業種によっては、消費者や第三者を保護する観点などから、継続的業務委託に係る契約について即時解除する必要が生じる場合がある「特定受託事業者の責めに帰すべき事由」として認められる具体例としてどのようなものがあるのか。**

**A** 「特定受託事業者の責めに帰すべき事由とは」、特定受託事業者の故意、過失又はこれと同視すべき事由のことですが、判定に当たっては、業務委託に係る契約の内容等を考慮の上、総合的に判断すべきであり、「特定受託事業者の責めに帰すべき事由」が本法第16条の保護を与える必要のない程度に重大又は悪質なものであり、したがって特定業務委託事業者に特定受託事業者に対し30日前に解除の予告をさせることが当該事由と比較して均衡を失するようなものに限り。

具体的には個別の判断が必要にはなりますが、該当する事由としては、例えば、次のような場合が考えられます。(次のスライドに続きます。)

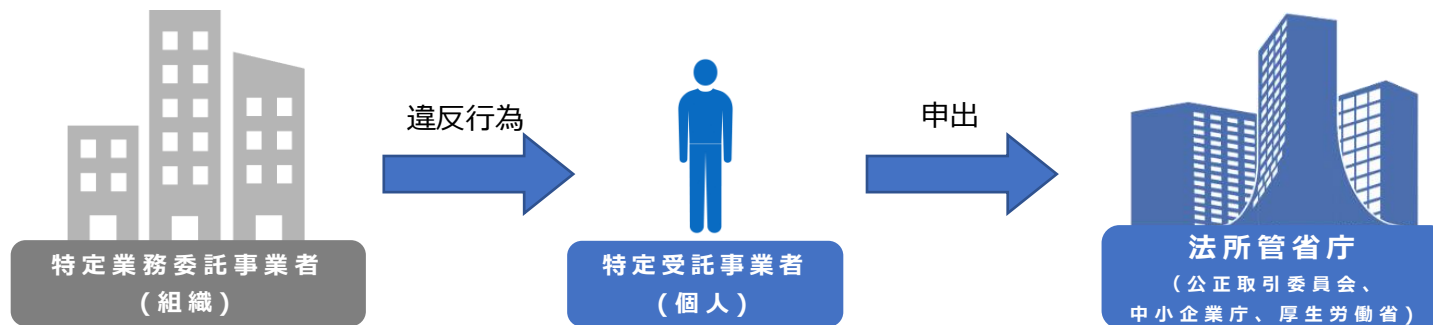
※以下、記載している事例は限定列举ではありませんのでご注意ください。

<例>

- ・自動車等の運転を要する業務において、交通ルール等の遵守を周知しているにもかかわらず、危険運転を行うことやナンバープレートの表示などのルール等を遵守していない場合
- ・特定受託事業者が業務委託に関連し、暴力行為等に及んだ可能性がある場合であって、それに関する事件の調査協力を繰り返し行っているにもかかわらず調査の協力を拒む場合
- ・業務委託の取引先や顧客に対する暴言や嫌がらせ、暴力、詐取、性的な迷惑行為、業務遂行に際して取得した個人情報などの第三者の安全に支障を及ぼす又は第三者に損害を与える行為
- ・事前に特定受託事業者がアカウントを作成し、プラットフォームを介して業務委託を受ける場合において、登録時の経歴詐称、虚偽情報の登録、他の者とのアカウントの共有などを行っていた場合
- ・業務委託の前提となる特定受託事業者の運転免許証や在留カード等が有効期限切れの場合
- ・特定受託事業者が業務の遂行に必要な業法等における登録の失効・取消事由等に該当した場合又は当該事由により行政処分・罰則の適用を受けた場合
- ・配達を伴う業務において、事前に商品の取扱い等に関する社内ルールを周知しているにもかかわらず、配達中の商品を触ったり、配達時間や距離を偽って報酬を多く得たりするなど、繰り返し当該ルールに反する行為を行う場合
- ・配達を伴う業務において商品を届けないなど、業務委託契約に定められた業務の重要な部分を合理的な理由なく行わない場合
- ・特定受託事業者に契約違反の是正を書面等で求め、改善が見られなければ解除することについて伝達してもなお契約違反が是正されない場合
- ・特定受託事業者が業務遂行の能力や資格等を喪失するなど、業務遂行ができなくなる又は業務遂行に重大な支障が生じる場合

## 違反行為への対応等（6条～9条、11条、17条～20条、22条、24条～26条）

- 本法律に違反する事実がある場合、特定受託事業者は、本法律の所管省庁（公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省）に対しその旨を申し出ることができる（※1）。
  - 特定受託事業者が公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省の窓口に応出をしたとき、業務委託事業者はそれを理由に不利益取扱いをしてはならない（6条3項、17条3項）。
  - 法所管省庁は、申出の内容に応じ、必要な調査（報告徴収・立入検査）を行い、申出の内容が事実である場合、本法律の規定に則って、指導・助言のほか、勧告を行い、勧告に従わない場合には、命令（※2）・公表を行う。
- （※1） オンラインや公正取引委員会（本局・地方事務所等）・経済産業局・都道府県労働局で申出が可能（詳細については、今後、関係省庁のHPで公表予定）。
- （※2） 命令違反には50万円以下の罰金



### <申出先行政機関>

#### 【公正取引委員会・中小企業庁】

- ・取引条件の明示義務（3条）
- ・期日における報酬支払義務（4条）
- ・受領拒否・報酬の減額等の行為の禁止（5条）
- ・報復行為の禁止（6条3項）

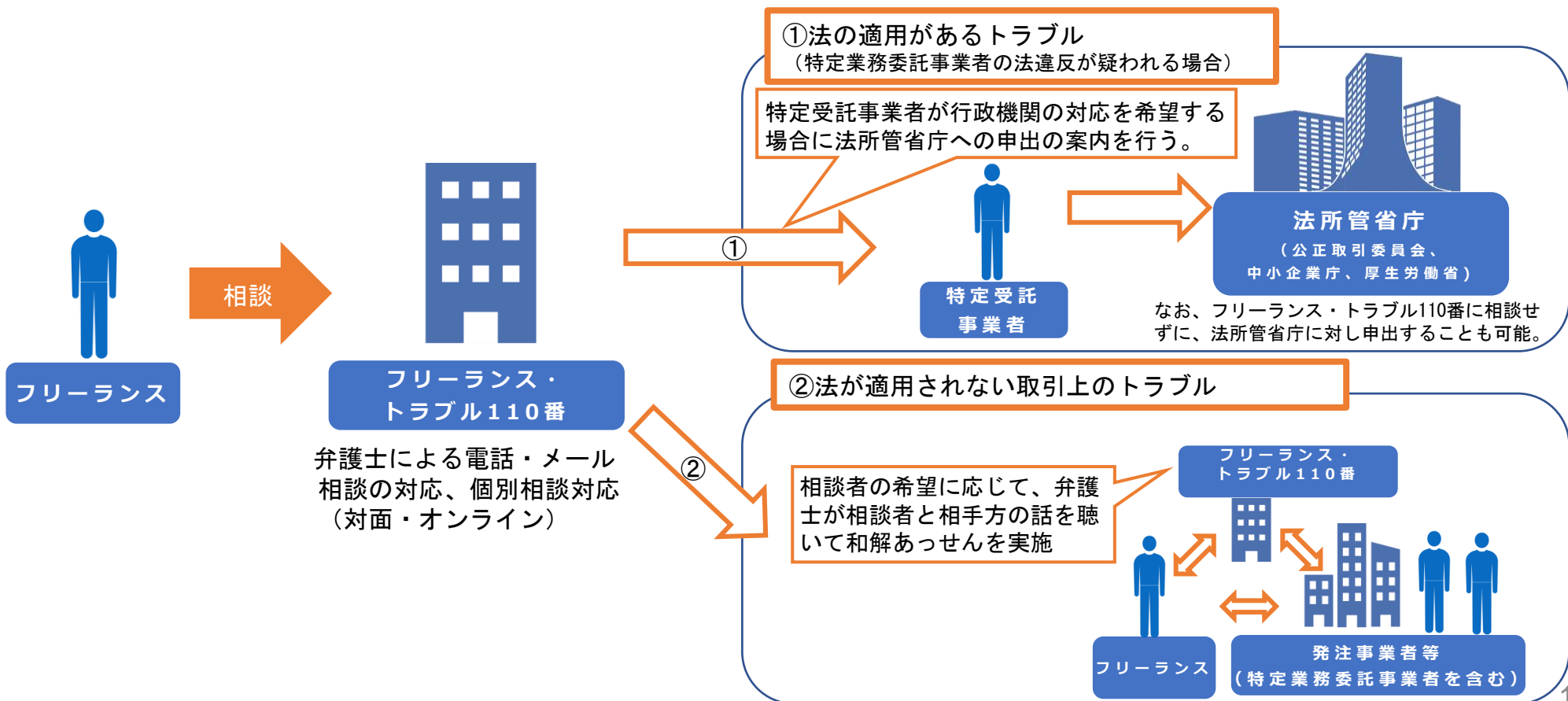
#### 【厚生労働省】

- ・募集情報の的確表示義務（12条）
- ・育児介護等と業務の両立に対する配慮義務（13条）
- ・ハラスメント対策に係る体制整備義務（14条）
- ・中途解除等の事前予告・理由開示義務（16条）
- ・報復行為の禁止（17条3項）

※本法律違反の内容に、公正取引委員会・中小企業庁所管の条文と厚生労働省所管の条文の両方の内容が含まれる場合は、どちらに申出を行うことも可能。また、オンラインの場合、公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省で共通の申出先となる予定。

# フリーランスからの相談（フリーランス・トラブル110番）

- ▶ フリーランス・トラブル110番は、フリーランスと発注事業者等との取引上のトラブルについて、フリーランスが弁護士にワンストップで相談できる窓口として設置されている（令和2年11月～）。
  - ▶ 特定受託事業者は、フリーランス・トラブル110番に相談を行い、アドバイスを受けることができる（※1、※2）。
- （※1）相談者が、本法律違反について行政の対応を求める場合等、相談の内容によっては必要に応じ、本法律の所管省庁への申出を案内する。
- （※2）その他、本法律において規定されていない部分など、本法律が適用されない取引上のトラブルについての特定受託事業者からの相談にも対応している。本法律が適用されない取引上のトラブルとしては、例えば以下が想定される。
- ・発注者がフリーランスや消費者であるなど、特定業務委託事業者に当たらない場合（3条を除く）
  - ・相談の内容がフリーランスからの契約解除、発注事業者からの損害賠償請求など法に定めのない事項である場合



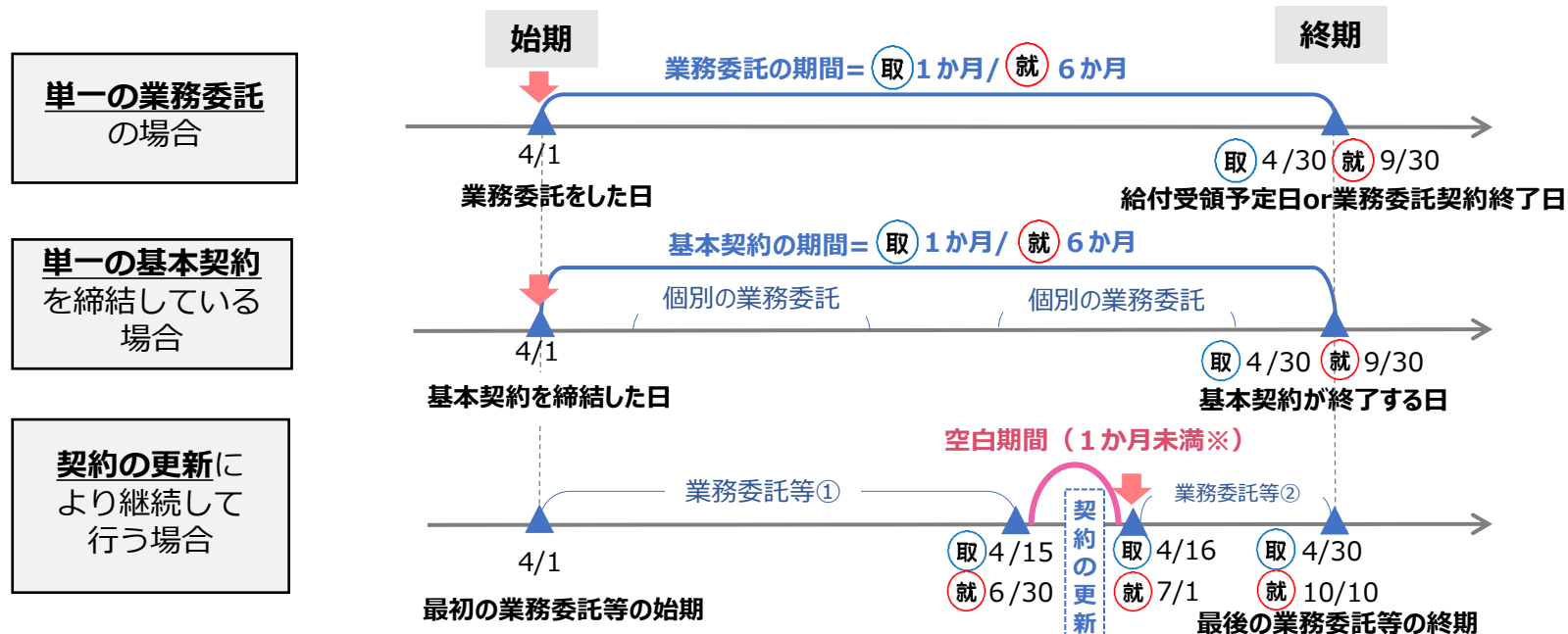
▶ 報酬の減額等の禁止行為 (5条) は「1か月以上」、育児介護等と業務の両立に対する配慮 (13条) と中途解除の事前予告等 (16条) は「6か月以上」の期間の業務委託をする場合が対象となる。

■ 業務委託の期間の始期と終期

ケース	始期	終期
単一の業務委託の場合	業務委託に係る契約を締結した日から ※具体的には、 <u>3条に基づき明示する「業務委託をした日」</u>	業務委託に係る契約が終了する日まで ※具体的には、 ① 3条に基づき明示する「給付受領予定日」 ② 業務委託に係る契約の終了日 <b>のうち最も遅い日</b>
単一の基本契約 (※) を締結している場合	基本契約を締結した日から	基本契約が終了する日まで
契約の更新により継続して行う場合	最初の業務委託等の始期から	最後の業務委託等の終期まで

(※) 基本契約とは、業務委託に係る給付に関する基本的な事項についての契約を指す。名称は問わず、契約書の形式である必要はない。

取 取引適正化関係 (5条) 就 就業環境の整備関係 (13条、16条) ↓ 法適用の開始



※「契約の更新」と認められるには、  
① 契約の当事者が同一であり、給付又は役務提供の内容が一定程度の同一性を有すること、  
② 空白期間が1か月未満であること  
のいずれも満たす必要がある。